

保育園保育料に係る多子軽減について

園児が世帯の第3子以降の場合は、保育料は0円となります。

次の階層区分に属する世帯で、園児が世帯の第2子の場合は次のとおりです。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0	0	0
3 ↓ 8	保育園保育料表の2分の1の額 ただし、第8階層は市町村民税額57,700円未満のみ					

次の階層区分に属し、母子・父子家庭の方や在宅障害児（者）のおられる世帯の第1子の保育料は、次のとおりです。第2子以降は0円となります。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0	0	0
3	5,750	5,600	4,500	4,400	4,500	4,400
4	7,000	6,850	5,700	5,550	5,700	5,550
5	8,250	8,100	6,000	5,850	6,000	5,850
6～10	9,000	8,750	6,000	5,850	6,000	5,850

ただし、第10階層は市町村民税額77,101円未満のみ

上記 から に該当しない世帯で、2人の児童が入所している場合は、次のとおりです。

いちばん年齢の高い児童	上記表の金額	の合計額
2番目に年齢の高い児童	上記表の2分の1	

私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部および情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援および医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、在園証明等の提出が必要です。

注：多子計算の算定は、保護者と生計を一にする子ども（年齢は問わない）が対象となります。

多子計算は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書や住民基本台帳を基に行っていますが、ご不明な点がございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。